

秋田県条例第二十三号

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、介護保険法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第三条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第三条第一項第一号イ中「二人」とあるのは「四人以下」と、基準省令第三十七条第二項（基準省令第四十九条において準用する場合を含む。）中「完結の日から二年間」とあるのは「退所の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。